# 日本政府 人権の課題山積

#### 自由権規約委員会で日本政府報告審査開催

国連自由権規約委員会は、10月13日と14日にジュネーブで、自由権規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)の実施状況に関する第7回日本政府報告審査を開催しました。委員会は日本政府から、前回の審査から今回までの進捗状況などについて報告を受けます。第6回は2014年に開催され、2017年12月11日には「第7回日本政府定期報告に関する事前質問リスト」を提出していました。

審査に先立つ10月10日、委員会は、NGOなど市民社会組織から直接情報を聞く「NGOブリーフィング」を開催しました。しかし時間切れで報告できなかった団体もでたため13日の審査前にも情報提供がおこなわれました。

1日目の審査に日本史府は、ジェンダー平等、マイノリティの権利、刑法、刑事訴訟法の改正、技能実習制度、難民および入管収容など自由権規約に関連する日本の主な人権施策の取り組みについて、2日目は、代用監獄、「慰安婦」問題、技能実習制度、庇護希望者の処遇と入管収容問題、プライバシーの権利(ムスリムに対する無差別な監視と情報収集活動)、思想・信条・表現の自由、永住外国人の地方参政権、朝鮮学校の高校無償化除外問題、高齢・障害のある在日コリアンの無年金問題、アイヌおよび琉球・沖縄のコミュニティの伝統的な土地や天然資源に対する権利などについて回答・報告しました。

委員からは、NGOブリーフィングでの情報をもふくめての現時点での施策の進捗状況 について質問があり、さらにコメントが投げかけられました。

委員たちからはさらに質問が出されましたが終了時刻となったため、議長が政府代表団に48時間以内に委員会に回答送付するよう求めて2日間の日程を終えました。

10月28日、委員会は懸念や勧告が盛り込まれた総括所見の採択をおこない、11月3日に開かれた記者会見で他の対象国の総括所見とともに公表したうえで、委員会のウェブサイトに掲載しまし。

## 国内人権機関の早期設立を

事前質問リストに対する日本政府の回答・報告と自由権規約委員会からの総括所見をいくつか取り上げます。

国内人権機関についてです。

委員会から、政府から独立した人権救済のための国内人権機関に関して「国内人権機関 の設立のための法案が最後に国会に提出されてから長年たっているが、その後の具体的な 検討について知りたい」という質問がありました。

日本政府の回答は、「日本は成文法の国である。人権のテーマごとに詳細な法律を整備している。個別の人権課題は個別法で改善を見定めている」というものでした。

これまで、政府は各人権条約の委員会をはじめ国連機関により国内人権機関の設置に関する勧告が繰り返されるたびに、「検討している」と答えてきましたが、今回の説明は「個別法で事足りる」として、もはや検討していないかのように受け取れる内容でした。

委員会の見解は、日本の人権状況の全体を改善するための制度的な措置については、個人通報制度を定める選択議定書の批准、政府から独立した国内人権救済機関の設置及び包括的な差別禁止法の制定を求めました。とりわけ、国内人権救済機関については、日本政府の機関設立に向けた明確な進捗がないことに遺憾の意を表明しました。

### ヘイトスピーチに罰則を

ヘイトスピーチについての事前質問です。

「・・・政治的な言説、メディア及びインターネット上におけるものを含む、中国人、被差別部落民、琉球諸島及び沖縄の先住民族、とりわけ在日韓国・朝鮮人に向けられた広範な人種差別及びヘイトスピーチに関する報告、民族的マイノリティに対する差別を扇動する路上デモに関する報告、メディア上をも含む、そのような差別を助長する虚偽の話の拡散に関する報告について、返答願いたい。

2016年5月に制定された、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する**法律が、ヘイトスピーチを直接禁止せず、またそのような行為に対す る罰則規定がない**という懸念に対し、返答願いたい。」

日本政府の回答です。公共機関などへのポスター掲示、ホームページなどで啓蒙につとめています。インターネットに違法性が認められたらプロバイダーにも削除の協力を要請しています。そのようなことで効果は出ています。

法に罰則規定をもうけていないのは、表現の自由を保証するという立案者の理念が立法 府において議論されたことによります。

2021年にはインターネット等への違法な書き込みが59件、違法行為が認識された デモは20件で5人が検挙されているということでした。

これに対する委員会の総括所見です。

「・・・以下の点に懸念を抱いている。中国人、部落民、琉球人及びその他の少数民族及び先住民族、特に、コリアン及びコリア系日本人を標的とする少数民族及び外国人に対する広範かつ継続的な人種差別的言説がオンライン及びオフラインの双方で行われている・・・ヘイトスピーチ、ヘイトクライム及び差別の扇動といった行為を明示的に犯罪化する措置をとっておらず・・・現在の法律が被害者に十分な救済を提供していない・・・」そのうえで次のことを要請しています。「・・・ヘイトスピーチ解消法の範囲を拡大し、その出自に関係なくすべての人に対する差別的な言動及び行動を対象とすることを検討す

ること。・・・ヘイトクライムの個別の定義及び禁止を導入し、性的指向及び性自認といった理由を含む規約上の全ての禁止理由に基づくオンライン及びオフラインのヘイトスピーチ行為を明示的に犯罪化するために刑法を改正することを検討・・・」

#### 強制労働の被害者の認定手続き強化を

技能実習生についての事前質問です。

「・・・以下の点について報告願いたい。(a) 技能実習生の強制帰国及び低賃金労働に関連して行われた侵害への対処、強制的実習禁止を実習実施機関に対しても適用を拡大すること、並びに権利侵害を訴えた実習生に対して報復措置や強制帰国から守るセーフガードを提供するために最近講じた措置について、立法措置を含む情報を提供願いたい。(b) 低賃金技能実習生の採用を禁止するための更なる措置が計画されているかを明らかにしていただきたい。」

日本政府の回答です。

法的対応は2017年に施行された法にもとづいています。技能実習生が計画期間満了前に帰国することになった場合、管理団体は技能実習困難の書類を提出することになっています。外国人技能実習生機構において実態を把握したうえで、本人に強制帰国にならないか確認し、その上で調査が必要ある場合は実習生や管理団体に調査します。さらに空港でも入国審査官が確認します。出国が自分の意思でないと確認されたら機構が必要な調査をおこないます。

低賃金については、技能実習計画を作り、機構は技能実習生1人ひとり調査します。その実習生と同程度の技能を持っている日本人労働者と同じに賃金になっているかどうかを確認することになっています。さらに雇用者と本人に契約内容を確認することになっています。

強制労働については、暴力が伴う場合は刑事罰の対象になっています。

セーフティガードについてです。苦情処理申し立てについて、実習生には相談窓口があり周知しています。相談の中で深刻なものは、本人の意思を確認したうえで申告できます。 申告に対しては機構が管理団体に調査、指導します。同時に本人の保護をおこないます。

実施調査は増えています。2019年は18.000件、2011年は28.000件です。 これに対する委員会の総括所見です。

「技能実習生制度に関して、委員会は、労働者の人身売買及びその他の労働権侵害の可能性に対する予防措置としての立入検査の件数の増加に関する情報を歓迎するが、**技能実習生制度の下で強制労働が継続しているとの報告については引き続き懸念**する。

・・・以下の努力を継続すべきである。(a) 技能実習生研修制度内を含め、特に強制労働の被害者に関して、被害者認定手続きを強化し、労働監督官を含むすべての法執行官に専門的な訓練を提供すること。(b) 独立した苦情処理機関を設置し、技能実習生制度内を含む、労働者の人身売買やその他の労働権侵害の事案を含む、あらゆる形態の人身売買について、

効果的に捜査し、加害者を起訴し、有罪判決を受けた場合には、犯した行為の重大性に見合った刑罰を科すこと。」

#### 「公共の福祉」とは?

表現の自由についての事前質問です。

「2003年に東京都教育委員会によって発出された10.23通達を教員や生徒に対して 実施するためにとられた措置が規約に適合するかどうかに関して、儀式において生徒を起 立させるために物理的な力が用いられており、また教員に対しては経済的制裁が加えられ ているという申立てを含めて、説明願いたい。」

日本政府の回答です。

学校における生徒・児童への国旗・国歌の指導は、憲法、人権規約に反するものでなないと考えています。学習指導要領の規定にもつづき実施されています。地方公務員は法にもづき公共の利益のために全体の奉仕者として法令や上司の職務命令に従って教育指導の職務をおこなう職務になっています。

上司である校長が法や職務規則もとづき、教育指導の基本である指導要領にもつづいて 教職員に命じる場合、これに従う職務上の責務を負います。職務命令は、地方公務員及び 職務の公共性をふまえ、教育上の秩序維持をはかるにふさわしいといえ、当該教職員の思 想信条及び両親の自由の間接的制約となる面はあるものの、制約を許容しうる程度の必要 性および合理性があるとの最高裁も判示しています。

これに対する委員会の総括所見です。

「『公共の福祉』を理由とする思想、良心及び宗教の自由または表現の自由に対するいかなる制限も、規約において認められるものに合致することを確保するために、**『公共の福祉』の概念を明確に定義すること**。

委員会は、締約国において思想及び良心の自由が制限されているとの報告に懸念を抱いている。学校の式典で国旗に向かって起立し、国歌を歌うということに従わないという教師の消極的で破壊的でない行為の結果、一部の者が最長6ヶ月の職務停止の処分を受けたことを懸念している。さらに、委員会は、式典中に生徒に起立を強制するために物理的な力が行使されたとされることに懸念している。」

国際的自由権と日本政府の人権には大きな乖離がります。日本政府はひとりよがりです。 そのため指摘される課題は多すぎ、委員会での回答も表面的で終わってしまい、議論は実 態にまでは至りません。それをいいことに日本政府は真剣に取り組もうとしません。

実際、日本政府が対処、改善しなければならない課題は山積しています。国際人権委員会に依拠するだけでなく、日々の監視を強め、実効性の要求を続けていくことが人権の改善・獲得につながっていきます。

いじめ メンタルヘルス労働者支援センター